

『海外要人当否』の内容およびご申告について

法改正に伴う「海外要人当否の確認」について

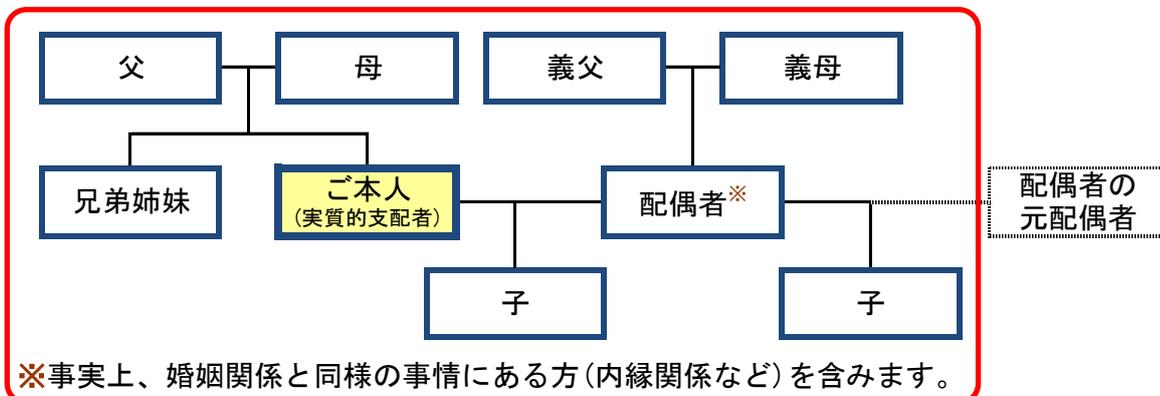
- (1) わが国におけるマネー・ローンダリング防止の更なる強化を目的として「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正（平成28年10月1日施行）されたことに伴い、お取引時の確認事項等が変更されました。
- (2) 変更事項のひとつとして、お客さまが「外国の政府等において重要な地位等を占める方（＝海外要人）」にあたる（または過去にそうであった）方、またはそのご家族にあたる方かを確認させていただくこととなりました。
- (3) 上記に該当するお客さまにつきましては、口座開設、融資契約の締結、10万円超の現金振込などのお取引の際に、都度お取引時の確認をお願いするほか、資産・収入の状況などをご確認させていただきます。

外国の政府等において重要な地位等を占める方とは

お客さま、またはお客さまのご家族の方が外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方として、次の職にある方（過去にその職にあった方も含みます）

- ① 外国の元首
- ② 日本における次の地位に相当する職
 - ・ 内閣総理大臣、その他の国務大臣および副大臣
 - ・ 衆議院議長／副議長、参議院議長／副議長
 - ・ 特命全権大使／公使、特派大使、政府代表または全権委員
 - ・ 統合幕僚長／幕僚副長、陸上／海上／航空の幕僚長／幕僚副長
- ③ 中央銀行の役員
- ④ 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員

<ご家族の範囲> この法律で定める「ご家族」の範囲は下図の枠内の関係にある方となります。



該当する場合

上記に該当する場合、お近くの窓口にてお手続きをお願いします。